

令和3年度 第1回加賀市健康福祉審議会 障害者分科会会議録(発言要旨)

※発言内容については、発言趣旨を損なわない程度に変更・修正している箇所があります。

- と き 令和3年8月5日(木曜日)午後1時30分～午後3時10分
- ところ 加賀市役所 302・303会議室
- 出席者 長谷川委員、西野委員、舞谷委員、大脇委員、南野委員、中田委員、向出委員、
檜尾委員、永山委員、谷井委員、上野委員、安田委員、岩尾委員、永矢委員、赤松委員、
冨田委員、櫻田委員、篠原委員
- 事務局 (市民健康部)堀川部長、(介護福祉課)篠田課長、高野リーダー、金森リーダー、
西島主査、(地域包括支援センター)西所長、岩崎主査

- 開会(午後1時30分)

(事務局)

資料について、確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前にお送りいたしました、障害者分科会の「次第」、「委員名簿」、「資料1」から「資料6」、「障がいのある人(子ども)のサポートプラン」でございます。

また、本日の配布資料としまして「委嘱状」、「座席表」、「ご意見・ご質問の内容」、「市の組織体制が変わります」(4月号広報抜粋)をお手元にお配りしております。

皆さまへの送付・配布漏れなどがありましたら、お申し付けください。

よろしいでしょうか？

それでは、ただいまより第1回加賀市健康福祉審議会障害者分科会を開会いたします。

はじめに、市民健康部長の堀川がご挨拶を申し上げます。

(市民健康部長)

皆さん、こんにちは。市民健康部長の堀川でございます。お暑い中、令和3年度の第1回目の加賀市健康福祉審議会障害者分科会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、この度は、お忙しい中、分科会の委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

委員の任期は3年ということなので、よろしく願いいたします。

当日資料を配布させていただきましたけれども、市の体制も少し変更いたしました。相談支援課では、生活支援や就労サポート、そしてその中の地域包括支援センターで高齢者や障がい者の相談を行っております。また、サービス等の手続きについては、介護福祉課で行います。課は違えど、障がい者と高齢者、同じフロアで相談と支援を行える、そういった体制を整えたところでございます。

さて、この会は、加賀市における障がい者主要施策全般についてご意見をいただく会となっております。昨年度、この会でご審議いただきました黄色い冊子であります第6期の障がいのある方へのサポートプランによりまして、障がい者施策がスタートしておりますが、障がい児分も盛り込まれました施策の推進方針に基づく事業も進めてございます。

昨年から続いている新型コロナウイルスの影響もございますけれども、加賀市の状況を踏まえて、皆様からご意見をいただきながら、今後第6期の計画の推進と3年後の第7期の計画の策定

を行って行きたいと思います。

本日は、初回の会でございます。昨年の実績を中心に加賀市の現状について説明をさせていただきまして、皆様からご意見をいただきたいと存じますので、本日は、よろしく願いいたします。

(事務局)

障害者分科会の委員の任期につきましては、本年3月で満了となり、本日は、新たな3年間の任期で最初の分科会となりますので、委員にご就任いただきました皆様と事務局の職員を順番にご紹介させていただきます。

こちらから座席表に沿ってお名前を読み上げさせていただきますので、恐れ入りますが、委員の皆さまも順番にお名前を復唱いただきますよう、よろしくお願い致します。

※委員を座席表により順にご紹介

皆様ありがとうございました。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

※職員を順に紹介

(委嘱状交付)

次に、障害者分科会委員の委嘱状の交付ですが、あらかじめ皆様のお手元にお配りしてございますので、これもちまして交付に代えさせていただきますと存じます。

障害者分科会委員の役割につきましては、後ほど議事の(1)でもご説明いたしますが、「障がい者に関する事項」について調査・審議し、専門的なご意見やご助言をいただくこととなっております。どうぞ、よろしくお願い致します。

なお、本日の分科会は、委員18名中、全員のご出席をいただいておりますので、健康福祉審議会条例の規定に基づき、会議が成立していることをご報告します。

(会長及び副会長の選任)

続きまして、障害者分科会の会長及び副会長の選任を行います。

健康福祉審議会条例の規定では、分科会の会長・副会長を委員の互選によって定めることとなっております。

また、障害者分科会と同じメンバーで構成しております「加賀市障害者差別解消支援地域協議会」の会長、副会長についても兼任していただきたいと存じます。

会長・副会長の互選の方法については、いかがいたしましょうか。

(委員)

事務局一任

(事務局)

事務局一任とのお声がありましたので、事務局から案をご提示させていただきます。

会長に加賀市医師会の長谷川委員を、副会長に加賀市健康福祉審議会委員を兼ねておられる加賀市身体障害者福祉協会の西野委員にお願いしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし

(事務局)

ありがとうございます。それでは、長谷川委員は会長席に、西野委員は副会長席にお移りいた

だき、一言ずつご挨拶をお願いします。

(長谷川会長)

ただいま会長を仰せつかりました長谷川です。今年も加賀市の障がい者のために、一生懸命審議していきたく思いますので、よろしくお願いします。

(西野副会長)

副会長を務めさせていただきます西野でございます。長谷川会長を補佐して頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは健康福祉審議会条例の規定により、分科会の会長が議長を務めることとなっておりますので、これからの議事進行につきましては、長谷川会長をお願いします。

(長谷川会長)

それでは、早速ですが次第に従いまして議事を進めたいと思います。

本日の終了時刻の予定が、15 時頃となっておりますので、毎年のごことで申し訳ないんですけど、時間がございませんので、迅速な審議をお願いしたいと思っております。

予定としましては、3の議事(4)の終了後に休憩をはさみたいと思いますのでお願いします。

それでは、事務局より議事(1)について、説明をお願いします。

(事務局)

議事(1) 「加賀市健康福祉審議会障害者分科会について」(資料1)を説明

(長谷川会長)

(議事(1)について)ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

(長谷川会長)

それでは議事(2)について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議事(2) 「加賀市の障がいのある人(子ども)の状況」(資料2)を説明

議事(2)に関する事前質問について説明

「No.1 発達障害者、高次脳機能障害者の手帳交付について」

「No.2 発達障がい相談件数、全体数について」

「No.3 ①民間企業雇用率について、②教育委員会の職務について」

当日配布資料の回答のとおり

(長谷川会長)

(議事(2)について)ただいまの説明に関しまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(安田委員)

(事前質問の)二つ目の質問のところの、児童については、こども育成相談センターという相談先があるような話は、分かるんですが、18歳以上の方の相談場所の回答が一切ないので、市の中で相談できる場所というのは、ふれあい福祉課、現介護福祉課だということでしょうか。

(事務局)

ふれあい福祉課が機構改革上ありませんので、相談支援課の中にあります地域包括支援センタ

一の方で、相談窓口として機能していきたいと思っておりますので、相談していただければと思います。

(安田委員)

くれよんめいとの会の中でも、「そこってどんなことしてるんかね」という話がありまして、周知がちょっと足りないんじゃないかと思うので、もうちょっと周知の仕方を、これが出来たではなくて、こういうことをしてますよというような、誰が見てもわかるような周知の仕方をしないと、利用までには至らないし、ちょっと行き場がないような状態になってしまうんじゃないか、と思います。

(事務局)

ありがとうございます。4月以降、内部でも色々議論しながら、体制を整備してきておりますので、また、じりつ支援協議会の皆様ともご協力いただきながら、どういうふうに周知をしていったら良いのかということも含めて、周知の方を徹底していきたいと思っております。

(長谷川会長)

ほかにご意見ありませんでしょうか。

なければ私の方から一つ。普段診療してまして、いわゆる発達障がいの方とか、知的障害の方とか、かなりうつ病とかになられることが多くて、発達障がいにせよ、知的障がいにせよ、極々軽度の場合、障がい者手帳とか療育手帳のそこまでも入らない、境界域のレベルの方とかで、みていますと、皆さん、学校は順調に卒業されるんですが、大人になってから、転職を繰り返す、その後引きこもる、最終的には生活保護になる。そういう流れの方が、時々おられるので、なにかそういうものへの対応とかは出来ないだろうかとか、あるいは数の把握だけでも、例えば、ハローワークさんで、やたら転職を繰り返している方の数とか。生活保護の中で、ちょっと知的とか、あるいは発達障がいありそうだなと感覚を受けても、どこにもかかわっておらず、病院にも行っていない方とか、実態としてどれくらいいるのか。分科会で扱う事柄ではないかもしれないが、時々思うことがあります。

(事務局)

実態を調べることは難しい内容ですが、確かにそういう方はいらっしゃいますので、出来るだけ把握の方法を考えながら、計画に盛り込めたらと思います。

(長谷川会長)

それでは次の議事ですが、(3)と(4)は関連した内容であるため、まとめて事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議事(3) 「第5期加賀市障がい者計画の進捗状況について」(資料3)を説明

議事(4) 「第5期加賀市障がい福祉計画・第1期加賀市障がい児福祉計画の進捗状況について」(資料4)を説明

議事(4)に関する事前質問について説明

「No.4 障がい福祉サービスの提供事業所の減少について」

当日配布資料の回答のとおり

(長谷川会長)

(議事(3)と(4)について)ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(樫尾委員)

補足質問と、意見を二つ述べさせていただきます。

この6月末まで、山中温泉の就労継続支援B型事業所アットワークで働いていました。その関連質問といたしまして、アットワークには、身体障がい、知的障がい、精神障がいの方が通って就労いただいているんですが、資料3の説明にもあったとおり、支援員の研修とか、スキルアップが必要かと思しますので、今後、令和3年度以降もいろんな研修を行っていただいで、支援員の実力をアップしていただけたらと思います。これが一つ目です。

二つ目は、私自身視覚障がい者で、先ほどの質問にも書かせていただいたんですが、4の1の1で、障がい福祉サービスの中で、居宅介護とか、同行援護に対応する事業者、この令和3年3月末までは、その障害福祉サービスに対応する事業者が6社あったのですが、急遽3月末で1社が対応を止めてしまったので、現在のところは障害福祉サービスの提供事業者が5社となっております。特に私たち視覚障がい者が同行援護サービスをお願いするときに、土日はヘルパーさんが対応できないとか、それから残り5社にとっても人手不足なので、新規の同行援護とか居宅介護のサービスは出来ないとか言われる。これを言われてしまうと、私どもは、安定した生活基盤を整えるとか、誰もが住みやすいまちづくりと謳っているにもかかわらず、障害福祉サービスの提供事業者が減ってくるというのは、非常に悲しいことでもありますので、ここにご参集の委員の皆様とともに、今後どうしていったらいいか、そして行政の皆様も、障害福祉サービスの提供事業者の拡充に努めていただければと思います。介護保険に比べてコストが安いので、どうしても障害福祉サービスは敬遠されがちなのですが、皆様のご協力をいただきまして、拡充をお願いしたいと思います。以上二つ終わります。ありがとうございます。

(事務局)

確かに使いたいサービスが使えない状況があるかと思います。今のところ、人員不足の面で非常に難しい状況が続いております。そういったなか、事業者さんとも協力しながら、サービスの確保に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

休憩

(長谷川会長)

それでは、再開します。

次の議事ですが、(5)と(6)は関連した内容であるため、まとめて事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議事(5) 「第6期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画・第2期加賀市障がい児福祉計画について」(資料5)を説明

議事(6) 「令和3年度障がい福祉施策主要事業の概要について」(資料6)を説明

(長谷川会長)

議事(5)と(6)に関しまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

(安田委員)

心のバリアフリー推進の取組について、いろいろやり方もあると思うのですが、せっかく加賀市はユーチューブ(YouTube)のアカウントやフェイスブック(Facebook)のアカウントがあ

りますので、そういったものを周知活動に取り入れたら良いと思います。広報したり啓発の活動に起用したり、就労に関する募集を集めたいけれども、集まらなかったというのは、周知の不足だと思う。コロナワクチンの動画も、手話の説明が入った丁寧な動画もアップされていたので、そのような感じでこういう障がいに関する啓発も取り組んでいただけたら、もう少し市民が目を向けたり、加賀市以外の人からも、こういうことしているのだなと分かると思います。

(事務局)

広報やホームページ以外のデジタルのところで、新たな周知方法を構築していきたいと思いません。

(長谷川会長)

それでは最後に全体を通して何かご意見、ご質問というところで、まずは、事前質問の回答からお願いします。

(事務局)

その他に関する事前質問について説明

「No.5 「社会的孤立リスク」の高い障がい者世帯について」

当日配布資料の回答のとおり

(長谷川会長)

何か質問ありましたら、どうぞ。

(上野委員)

資料4の日中活動系サービスの自立訓練(生活訓練)で、令和元年度の利用実績が0で、令和2年度が180人で、すごく増えましたよということですが、加賀市内に事業所が出来て利用しやすくなったためということだったと思いますが、どこにどのようなのが作られたのですか。

(事務局)

以前あったところの病院跡地に、自立訓練の就労移行の事業所を、長久福祉会さんがやっております。

(谷井委員)

(事前質問の)最後の「社会的孤立リスク」について、質問させていただいた。今ほどの回答の内容として、様々な立場の窓口で、それを介して実態を掴んでおられるという回答の様子ですけど、その結果として、「社会的孤立リスク」そのものが低下して撲滅に繋がっていると考えておられるのでしょうか。これらによって、社会的な引きこもり撲滅に繋がっているとおられますでしょうか。現在の体制で十分だと考えておられるのでしょうか。この辺をお聞きしたい。

(事務局)

引きこもりの撲滅に十分かどうかということでは、実際には引きこもっている方いらっしゃるわけでありまして、それぞれのご事情もいろいろあるのかなと思いつつ、ただ、その中でも生活に困っているような状況での引きこもりであったり、家族との関係の中でいろいろなことがあるというふうなことで、表面化したものについては、このような体制の中で把握できるのではないかと考えているところでもあります。また、なかなか外部から気づかない引きこもりであったり、そういった困っている状況まで、確実に拾えるかといいますとまだ難しい部分もあるのかなと思っておりますが、そういった方へのアプローチの仕方、例えば、全戸訪問するとか、そういった形を取り入れた場合に、それはそれで、そっとしておいてほしいという方もいらっしゃるというふうなこともあります。そのようなやり方は、なかなか難しいものがあると思

つつも、今のところは、こういった形を推進し、地域の中での見守り体制を強化し、対応できないかと考えているところでございます。こういうような状況をご理解いただきたい。

(谷井委員)

質問にも書いておいたんですけど、たとえば、知的障がいの方で、療育手帳を持っておられる方、令和2年度の所持者数559名おられます。そのうち公的サービスを利用されていない方が35%おられると、194世帯。この194世帯の方々の利用されない理由なり背景なり事情なり、こういう面に関しては、市としてしっかり掴んでおられる、ということで理解したらいいんでしょうか。あるいは、それ以外の団体として、精神障がい手帳(所持)の方、434名の世帯おられるけれど、公的サービスを受けていられる方33%、ということは、67%の世帯の方は受けられていない。それから身体障がい手帳(所持)の方、3,092名おられますけれど、8%しか受けしていない。という状況にあります。いろいろ様々な事情あるかと思いますが、これについて、市として、しっかり中身を理解したうえで、現在の活動をやっているのかどうかについてうかがいます。

(事務局)

サービスを利用されていない方の理由、事情ということではありますが、個別のサービス利用しない理由をお聞きすることはありませんので、現状としましては、把握はしていないということになるかと思えます。ただ、利用されないということについて、先ほどの繰り返しになりますが、サービスの内容については、ご紹介をしていますし、手帳をお取りになったということは、何か目的があって取ったのではないかというところで、公的なサービスではないかもしれませんが、それぞれ使っておられるのではないかというふうに想像しているところです。

今後、またこういった事情をお聞きするには、どういうふうにするかということについて、少し検討して、ご意見お聞きしてまいりたいと考えております。

(谷井委員)

古いデータですけど、平成25年度ぐらいに厚労省から、特に引きこもりのサービスに対して、支援に対して、引きこもりの支援に携わる人材、これの要請の重要性を書いておられて、コミュニティのソーシャルワーカーの育成の重要性を書いておられるでしょう。それから、それらの人材によって、訪問の支援も重要だと、平成25年からずっと、厚労省は訴えている。これについて、具体的な動きはありますでしょうか。

(事務局)

引きこもりに関して特化したものは今のところ、ありません。引きこもりをしていることによって生活上の不具合や不都合等が出てきたということであれば、こういった形で把握がある程度、出来るのかなど、思いますので、そういった話が入ってくれば、相談にこちらから出向くという対応をしているのが現状であります。

引きこもりそのものについては、人材のこともありますが、その方その方の要求もあります。今後研究といいますか、検討させていただければと思います。

(岩尾委員)

人材育成についてですけども、福祉サービスの従事者の研修というのが、介護保険と比較して、あまり体系化されていないところがあるかと思えますので、じりつ支援協議会等でも研修のあり方をこれから検討していくということですけども、少し体系的に、国県でもそういう仕組みがないので、市独自で取り組んでいくのは難しいかもしれないですけども、仕組みがな

いからと言って、やらないと、福祉サービスの職員の底上げにつながっていかないと思います。ぜひ、予算確保も含めて、その辺の研修も検討していただけたらいいのかなど。あと、人材確保について、私どもの法人でもヘルパーの事業所をやっていますが、障がいのある方のサービスとして、大変なのが、朝方と夜間帯の時間帯のヘルパーが大変なんです。早いと7時台から夜は22時なり、23時なりで、私どもヘルパーをしてもらえる人を事業所の中でお願いをしているんですけど、時間帯の制約もあって、人手が余計にいないということで、そのあたりに関して根本的な策はないのかもしれないですけど、実情としては、非常にそのあたり厳しい、なり手のいなさというのがあるかなというふうに思います。ヘルパー自体の不足も全国的だと思いますし、介護の方でもないんだと思うんですけど、学生さんからの確保とか、大学でも人がいない状況だとは思いますが、途中からヘルパーになるような方とかの支援も含めて、社協さんからの協力も必要かもしれませんけれども、まずヘルパーの確保等、ヘルパーの事業所が成り立つことを一緒に考えさせていただきたいと思うんですけども、これを取り込んでいかないと近い将来、障がい者のある方の団体とかの分がパンクすると困ります。あと移動支援も同様で、お休みの日の移動支援みたいところをどのように考えていくとか、その辺、規制みたいところの、同行援護にはすごく研修をいっぱい受けなければいけないとかという、厳しさもありますので。現場の状況としてということで、そのあたりが市さんと一緒に考えていかないとなかなか難しい問題かなと思いますので、よろしくお願いします。

最後なんですけど、相談支援体制に関しては、相談支援専門員は不足をしております、一人当たりの担当件数が、計画相談だと60から70件、他の相談も含めると一人当たり100件ぐらい持っているという状況で、利用者と比較して相談支援専門員が少ないという現状もあって、やっていただける事業所が少ない。6箇所ということで。例えば50人の利用者がある事業所は50人の方向けというお考えもあるかと思います。法人としては、3法人しか相談支援事業していないというそういう状況ですので、ぜひ、相談支援事業を取り組んでもらえる法人を増やしていくようなそういう取り組みというものをぜひお願いしたいと思います。

(事務局)

ぜひ、ご協力をいただきながら、対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(篠原委員)

市の組織体制が変わったとということで、その中で、一番危惧していることは、従来は、障がいのある方の窓口としては、ふれあい福祉課が担当していたと思います。それが、新しい組織体制では、相談支援課、それに伴ういろいろなセンター、それから介護福祉課というふうに分かれております。わたくしが携わっております手話通訳の窓口も、地域包括支援センターというところになりました。ここで、私が心配しているのが、障がいのある方が、従来でしたら本館1階で戸籍のこととか、あるいは障がいに関する相談だとか、ワンストップで対応されていたと思います。新しい部署に変わりますが、別館1階ですから、同じフロアの中に関係部署がありますけれども、戸籍関係のことを整えるには不便なところに移ったと感じております。

今年度の新しい機構改革の中で、ご遺族手続き窓口というのが新たに整備されて、ここはワンストップサービスで対応なさっているとご努力なさっているとうかがえますけれども、障がいのある方は、新しい組織体制、あるいは、新しい部署の場所について、ご不便には感じていらっしゃるのかどうかということ、危惧いたします。どこに行ったらいいのか、以前にはスムー

ズに手続きが進められたことが、迷った場合に時間をとられてしまっは、いわゆる福祉の後退、「あたりまえに暮らせるまち、加賀市」というスローガンからは若干遠ざかってしまうのではないかと考えられますので、そのことについて、何か現状として不満等がないのかどうかをお聞きしたいと思っております。

(事務局)

聞いておりますのは、障がい関係の窓口の場所が何回も変わっていて、わかりにくいというお話はいただいております。変わったという周知が不十分ということでお叱りをいただいている状況はございます。

今回の機構改革に伴う組織の変更ですけれども、今までは、ふれあい福祉課という中で、相談や制度の手続き等々をまとめて行っていたのですが、実際には、ふれあい福祉課というのは人数の多い部署ではありませんので、対応しきれない部分が出てきていたと思っております。今回、相談窓口といたしまして、地域包括支援センターの中に移るという形で、この方は高齢者の担当をしております、人数的にも多いと、その中で障がい者の相談も受けていくというふうな形をとっております。また、隣には生活保護の担当、生活困窮であったりということもあれば、相談しやすいと考えております。手続きについては、介護福祉課というところで、相談と分かれるということで、若干の分かりにくさはあると思いますが、高齢者の方では、従来、長寿課と地域包括支援センターと分かれてやっていた、それほど、分かれていることについて苦情はなかったかというところで、障がい者についても同じような形でやっていく、連携しやすいように、同じフロア内に、という形をとらせていただいております。今後、相談体制の強化ということも考えまして、この体制をとらせていただいたわけですが、今後、分かりやすく効果的な形に調整をしていくことになろうかと考えております。

(長谷川会長)

それでは、10分ほど過ぎてしまいましたので、本日の議事は終了したいと思います。

委員の皆様方には、長時間にわたってのご審議ありがとうございました。進行を事務局に戻します。

(事務局)

皆様、本日は、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

次回の障害者分科会については、日程が決まりましたら文書でご案内しますので、よろしくお願ひします。

これをもちまして、第1回障害者分科会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

□閉会 (午後3時10分)